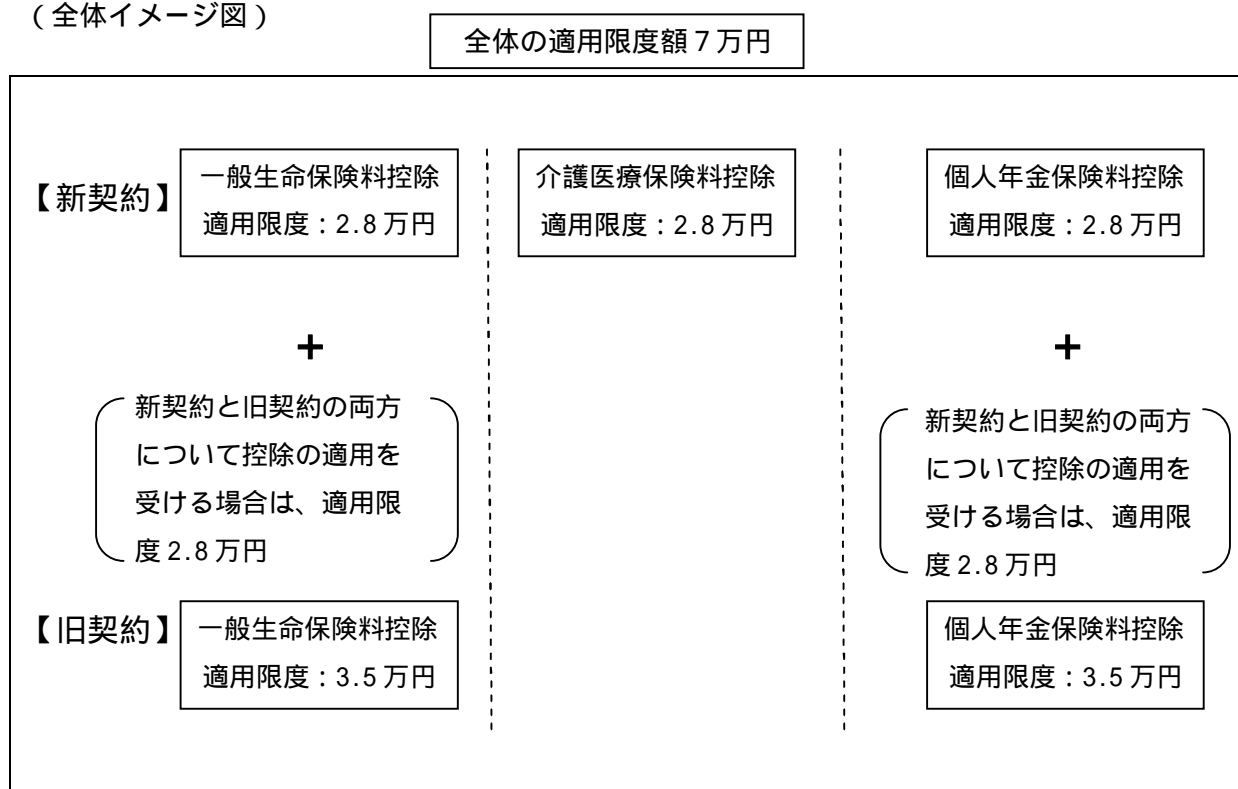


## 生命保険料控除の計算方法について

(全体イメージ図)



### 1. 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に関する控除

- (1)平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等(以下「新契約」という。)のうち介護医療保険契約等に係る支払保険料等(介護医療保険料)について、介護医療保険料控除(適用限度額 2.8 万円)が設けられます。
- (2)新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 2.8 万円とされます。
- (3)上記(1)(2)の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりです。

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の金額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

### 2. 平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以後に締結した保険契約等(以下「旧契約」という。)については、従前の一般保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額 3.5 万円)を適用します。

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の金額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

### 3. 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記 1 . 2 の内容にかかわらず、それぞれ次に掲げる額の合計額( **上限 2.8 万円** ) となります。

- (1) 新契約の支払保険料等について、上記 1 の(3)の計算式により計算した金額
- (2) 旧契約の支払保険料等について、従前の計算式により計算した金額